

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
110040	地域循環型社会形成のための燃料用アルコールのアルコール事業法の適用対象化	D-1		通常の一般アルコールの使用と同様、アルコール事業法第26条第2項の許可を受けることによって、自動車燃料用として一般アルコールを使用することが可能となる。	提案は、市が自動車燃料用としてアルコールを購入し、ガソリンスタンドへの委託によりアルコールの保管、混合並びに市の公用車への給油を行うことを想定しているが、この場合でも市がアルコールの使用許可を取ることとなるのが、具体的に検討し、回答されたい。	D-1		市が自動車燃料用としてアルコールの使用許可を取り、アルコールの保管及び混合をガソリンスタンドに委託して行わせることは可能である。なお、市の公用車への給油は、品確法に基づく登録を受けた揮発油販売業者が行うのであれば問題ない。				2078010	新庄市(6205)	バイオマスによる地域循環型社会の形成特区	地域循環型社会形成のための燃料用アルコールの一般アルコール化	
110050	火薬類の消費に関する許可基準等の緩和			現在横浜市の担当者に具体的な要請事項について照会中	提案内容を具体的に検討し、回答されたい。	C		火薬類の消費許可については、都道府県知事の権限となっており、本要望について、神奈川県知事の裁量の範囲内であることから、事業者が許可を受けた上で消費行為を行うことを想定している場合には、神奈川県担当当局とよく調整されたい。なお、許可を得て事業を実施する場合には、一定の期間内で使用する消費量の上限や消費計画等を予め申請し、包括的に許可を得て事業を実施することも可能であることから、その点についても神奈川県と具体的に相談されたい。 一方、無許可消費数量の引き上げについては、無許可での火薬類の消費による爆発又は燃焼により事故が発生する可能性を事前に予測し、それを未然に防止するための代替措置が存在しないことから、当該基準の引き上げを行うことは困難。	地方公共団体より安全確保策が示され、現行と同等の安全性が証明される場合に、証明される範囲で特区において無許可消費数量の引き上げが実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。	C		映画撮影における火薬類の消費は、主としてガソリン等の燃焼を火薬類の爆発により拡大させることが目的であり、消費量としては無許可消費量以下で消費されているのが一般的であると認識している。火薬類は内包するエネルギー量が大きく、爆発の危険性を有するものであり、ひとたび事故が発生した場合の被害が甚大かつ広範囲に及ぶ可能性があるため、公共の安全の観点から、火薬類の消費については、慎重に取り扱う必要がある。映画撮影における火薬類の消費形態は、消費場所、消費量、消費方法がそれぞれ撮影毎に異なることから、一律な安全確保対策を定めることは実態的に困難であることから、個別案件毎に審査を行い、それぞれの消費形態に最適な安全確保対策に沿って消費する必要があると考えられるため、一律で無許可数量の引き上げを行うことは困難である。	2166020	横浜市(14100)	文化芸術創造交流特区	火薬類の消費に関する許可基準等の緩和

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの回答に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
110060	労働者派遣事業に関する制限規定の削除	C		1.労働者派遣業者が弁理士の労働者派遣事業を行うことを認めれば、労働者派遣業者が派遣弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなり、弁理士又は特許業務法人でない者が他人の求めに応じて報酬を得て特許権等の出願等に関する手続等を行うことを禁止した弁理士法75条に抵触する。本規定の趣旨は、産業財産権の適正な保護及びその確保を前提とした利用の促進を図るとし、観点から、厳格な資格要件や職務の誠実適正な執行のための必要な規律に基づき、能力的・倫理的担保を有する弁理士に社員を限定するといふもの。 2.一方、本要望を特区といつ特定の地区内に限定してその規制対象範囲を変更すると、当該特区における労働者派遣業者が実質的に特許業務法人と同様の機能を果たしうるようになるため、たとえ、当該業務を実施する労働者派遣業者の所在地に地域的な限定をかけたとしても、実際に派遣弁理士が取り扱うこととなる特許権等の権利の効力は、当該特区外の者に対しても当然にして及びこととなり、これは、場合によっては、特区外の者が有する権利を侵害するなどの問題が生じるおそれがあり、また、そのおそれを回避するための代替措置が存在しないことから、特区として対応することは困難。 3.本要望への対応については、特定の地域内のみを対象に検討すべき事項ではなく全国的に、他の工業の労働者派遣の是非にも留意しつつ、資格法制全体のあり方を視野に置いて検討することが妥当と考え、現時点においては対応することは困難である。	貴省の回答では「労働者派遣業者が派遣弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなり、弁理士又は特許業務法人でない者が他人の求めに応じて報酬を得て特許権等の出願等に関する手続等を行うことを禁止した弁理士法75条に抵触する」とあるが、「労働者派遣業者によって派遣される弁理士の派遣先が特許業務法人である場合、法律サービスの受益者の立場からすれば、社員を弁理士のみに限っての特許業務法人となら変わることはないか。この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。」	C		1.弁理士を労働者派遣の対象とすべきでないのは前回述べたとおりであり、これを認めると、労働者派遣業者が派遣弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなり、弁理士又は特許業務法人でない者が他人の求めに応じて報酬を得て特許権等の出願等に関する手続等を行うことを禁止した弁理士法75条に抵触するからである。 2.特許業務法人が労働者派遣業者から弁理士の派遣を受けたこととが、派遣先が特許業務法人の場合であっても、労働者派遣業者が、雇用した弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこと自体が弁理士法75条に抵触するのであり、このことは派遣先が特許業務法人であっても同様である。 3.そして、本要望への対応については、全国的に、他の工業の労働者派遣の是非にも留意しつつ、資格法制全体のあり方を視野に入れて検討することが妥当であり、現時点では対応することは困難であることも前回の回答の通りである。	法人制度が導入されたことから、当該資格者について、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」と規定しているのは、従前から回答するとおり、労働者派遣業者が派遣弁理士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて実質的に弁理士業務を取り扱うこととなり、弁理士法75条に抵触するので、これを禁じているものである。同規定は、社員を弁理士に限定した特許業務法人制度(弁理士法第39条第1項)と矛盾するものではなく、法人制度の導入によって廃止すべきものではない。 弁理士法は、厳格な資格要件を課し、職務の誠実適正な執行のための能力的・倫理的担保のされた弁理士(又は特許業務法人)だけが、弁理士業務を行うことができる旨規定し、これらの者には業務上・倫理上の規範が与えられ、これを逸脱する行為は、経済産業省、日本弁理士会による、指導・懲戒の対象となる(弁理士法第32条、第56条等)。 弁理士を被雇用者とする雇用関係においては、雇用関係に基づき指導・監督権限の内容に関わらず、包括的な指揮命令権限のある雇用主たる地位を有する者に、業務上・倫理上の規範が与えられなければならない。また、被雇用者たる弁理士の規範逸脱行為に対する責任主体が明確とならず、ひいてはユーザーの利益保護の観点から重大な問題が生じるおそれがある。 したがって、無資格者が弁理士を雇用することは、指導監督権限が弁理士業務に及ばないものとしても許容すべきでなく、このことは、派遣先が特許業務法人かどうかは関係ない。	2236020	株式会社東京リーガルマインド(60020)	工業派遣特区	労働者派遣に関する制限規定の削除			
110060	労働者派遣事業に関する制限規定の削除	C		1.労働者派遣業者が弁理士の労働者派遣事業を行うことを認めれば、労働者派遣業者が派遣弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなり、弁理士又は特許業務法人でない者が他人の求めに応じて報酬を得て特許権等の出願等に関する手続等を行うことを禁止した弁理士法75条に抵触する。本規定の趣旨は、産業財産権の適正な保護及びその確保を前提とした利用の促進を図るとし、観点から、厳格な資格要件や職務の誠実適正な執行のための必要な規律に基づき、能力的・倫理的担保を有する弁理士に社員を限定するといふもの。 2.一方、本要望を特区といつ特定の地区内に限定してその規制対象範囲を変更すると、当該特区における労働者派遣業者が実質的に特許業務法人と同様の機能を果たしうるようになるため、たとえ、当該業務を実施する労働者派遣業者の所在地に地域的な限定をかけたとしても、実際に派遣弁理士が取り扱うこととなる特許権等の権利の効力は、当該特区外の者に対しても当然にして及びこととなり、これは、場合によっては、特区外の者が有する権利を侵害するなどの問題が生じるおそれがあり、また、そのおそれを回避するための代替措置が存在しないことから、特区として対応することは困難。 3.本要望への対応については、特定の地域内のみを対象に検討すべき事項ではなく全国的に、他の工業の労働者派遣の是非にも留意しつつ、資格法制全体のあり方を視野に置いて検討することが妥当と考え、現時点においては対応することは困難である。	貴省の回答では「労働者派遣業者が派遣弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなり、弁理士又は特許業務法人でない者が他人の求めに応じて報酬を得て特許権等の出願等に関する手続等を行うことを禁止した弁理士法75条に抵触する」とあるが、「労働者派遣業者によって派遣される弁理士の派遣先が特許業務法人である場合、法律サービスの受益者の立場からすれば、社員を弁理士のみに限っての特許業務法人となら変わることはないか。この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。」	C		1.弁理士を労働者派遣の対象とすべきでないのは前回述べたとおりであり、これを認めると、労働者派遣業者が派遣弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなり、弁理士又は特許業務法人でない者が他人の求めに応じて報酬を得て特許権等の出願等に関する手続等を行うことを禁止した弁理士法75条に抵触するからである。 2.特許業務法人が労働者派遣業者から弁理士の派遣を受けたこととが、派遣先が特許業務法人の場合であっても、労働者派遣業者が、雇用した弁理士を通じて実質的に弁理士業務を行うこと自体が弁理士法75条に抵触するのであり、このことは派遣先が特許業務法人であっても同様である。 3.そして、本要望への対応については、全国的に、他の工業の労働者派遣の是非にも留意しつつ、資格法制全体のあり方を視野に入れて検討することが妥当であり、現時点では対応することは困難であることも前回の回答の通りである。	法人制度が導入されたことから、当該資格者について、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」と規定しているのは、従前から回答するとおり、労働者派遣業者が派遣弁理士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて実質的に弁理士業務を取り扱うこととなり、弁理士法75条に抵触するので、これを禁じているものである。同規定は、社員を弁理士に限定した特許業務法人制度(弁理士法第39条第1項)と矛盾するものではなく、法人制度の導入によって廃止すべきものではない。 弁理士法は、厳格な資格要件を課し、職務の誠実適正な執行のための能力的・倫理的担保のされた弁理士(又は特許業務法人)だけが、弁理士業務を行うことができる旨規定し、これらの者には業務上・倫理上の規範が与えられ、これを逸脱する行為は、経済産業省、日本弁理士会による、指導・懲戒の対象となる(弁理士法第32条、第56条等)。 弁理士を被雇用者とする雇用関係においては、雇用関係に基づき指導・監督権限の内容に関わらず、包括的な指揮命令権限のある雇用主たる地位を有する者に、業務上・倫理上の規範が与えられなければならない。また、被雇用者たる弁理士の規範逸脱行為に対する責任主体が明確とならず、ひいてはユーザーの利益保護の観点から重大な問題が生じるおそれがある。 したがって、無資格者が弁理士を雇用することは、指導監督権限が弁理士業務に及ばないものとしても許容すべきでなく、このことは、派遣先が特許業務法人かどうかは関係ない。	2236030	株式会社東京リーガルマインド(60020)	工業派遣特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除			

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
110070	融資保証対象業種拡大に関する中小企業信用保険法等の改正	F		各地域の信用保証協会が自らの判断で芸き業・芸き周旋業に保証を行うことは信用保証協会法上は可能。一方、中小企業信用保険法において、中小企業総合事業団が信用保証協会を相手方として締結する信用保険契約は予算措置で成り立っているものである。こうした各地域の独自の取組を信用保険の対象とすることは、中小企業信用保険法施行令の中小企業者が行う特定事業の範囲の拡大であることから、税財政上優遇措置が規定されている対象範囲の拡大に関する提案であるため、特区として対応することは不可能である。									2210010	静岡県熱海市(22205)	接客業に対する融資対象業種拡大	融資保証対象業種拡大に関する中小企業信用保険法等の改正
110080	特許の出願手続きの簡素化	C		要望のような特例措置を講じて、明細書等の出願手続を簡素化し、論文等で代替可能とすると、特許請求の範囲が不明確となり、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じる。たとえば技術分野を限定して実施したとしても、論文等は新規の技術的思想のみならず、既知の技術的思想をも含み、両者は混在していることから、特許請求の範囲を明確にするのが困難である。加えて、上記の弊害を適切に除去する代替措置が存在しない。また、そもそも技術分野の判断は困難で、技術分野を限定すること自体、困難である。さらに、発明が特区内で生じたか否かの判断も困難である。したがって、対応不可能である。									2242090	東京都(13000) 神奈川県(14000) 横浜市(14100) 川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	特許の出願手続きの簡素化
110090	特許出願猶予期間の延長	B		知的財産戦略本部において取りまとめられた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に基づき、世界的所有権機関(WIPO)における実体特許法条約に関する議論等、特許制度の国際的調和の議論の動向を踏まえつつ、新規性喪失の例外が認められる期間の見直し及び要件の緩和を検討し、2004年度末までに結論を得る予定。	全国的見直しにより定める内容を明確に示されたい。 また、検討し、2004年度末までに結論を得る予定であるが、平成16年度末までに制度的に措置されるのが明らかになりたい。	B		新規性喪失の例外は実体特許法条約(SPLT)において先発明主義の見直しとのパッケージで議論されており、特許制度の国際的調和の観点を踏まえて検討する必要があるため、現時点で内容を明確化することは困難。 また、平成16年度開催予定のSPLTの会合において議論されるため、措置の時期はその進捗状況によるので、現時点において、それを明確化することは困難。					2242100	東京都(13000) 神奈川県(14000) 横浜市(14100) 川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	出願手続きの緩和